

香川県報



第 24 号

平成 17 年

3月25日(金曜日)

目次

規則

●医療法施行細則の一部を改正する規則

(農政課)

(●印は、県法規集掲載事項)

ページ

告示

○字の区域に編入する旨の届出(二件)

(自治振興課)

○平成十一年香川県告示第七百十六号(香川県個人情報保護条例に規定する実施機関の定める法人)の一部改正

(県民参画課)

○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定

(健康福祉総務課)

○生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出

()

○平成三年香川県告示第八十九号(母子保健法施行細則の規定による徴収する費用の額に係る知事が定める基準)の一部改正

(子育て支援課)

○身体障害者福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出

(障害福祉課)

○知的障害者福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出

()

○児童福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出

()

○家畜伝染病予防法の規定による受検の命令(十件)

(畜産課)

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定(七件)

(水産課)

○道路の供用開始

(道路保全課)

○昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部改正

(審査課)

公告

●昭和四十八年香川県告示第七十一号(農業振興地域の指定)の一部変更

●昭和五十八年香川県告示第八十五号(農業振興地域の指定)の一部変更 (農政課) 一三

○土地改良事業の適否決定(三件) (土地改良課) ()

○土地改良事業に係る換地処分届出(三件) () 一五

人事委員会規則

●職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

●職員からの苦情相談に関する規則

規則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県規則第十七号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成十五年香川県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「診療用放射性同位元素設置届出書」を「診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)設置届出書」に改め、同号り中「診療用放射性同位元素」使用予定届出書」に改め、同号ル中「第二十四条第十一号」を「第二十四条第十一号又は第十二号」に改め、同号ヲ中「エックス線装置等廃止届出書及び診療用放射性同位元素廃止措置届出書」を「診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止措置届出書」に改める。
第二十九号様式を次のように改める。

診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）
使用予定届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所
氏 名

㊟

翌年における診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の使用の予定について、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院又は 診療所	名 称	
	所 在 地	
診療用放射線照射器具の場合	翌年において使用を予定する診療用放射線照射器具の型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量	
層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもって表した数量	翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもって表した数量	

- 備考 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 毎年12月20日までに届け出てください。

第31号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

第三十一号様式を次のように改める。

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所
氏 名

㊟

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を設置するので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院又は 診療所	名 称			
	所在地			
その年に使用を予定する 診療用放射性同位元素又は 陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素の種類、 形状及びベクレル単位を もって表した数量				
ベクレル単位をもって表 した診療用放射性同位元 素又は陽電子断層撮影診 療用放射性同位元素の種 類ごとの最大貯蔵予定数 量、1日の最大使用予定 数量及び3月間の最大使 用予定数量				
診療用放射性同位元素使 用室、陽電子断層撮影診 療用放射性同位元素使用 室、貯蔵施設、運搬容器 及び廃棄施設並びに診療 用放射性同位元素により 治療を受けている患者を 入院させる病室の放射線 障害の防止に関する構造 設備及び予防措置の概要				
診療用放射性同位元素又 は陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素を使用す る医師及び歯科医師	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴	
予 定 設 置 時 期				

- 備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 3 届出に係る使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び治療患者の病室の平面図及び側面図を添付してください。

第三十二号様式中「診療用放射性同位元素」の次に、「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を加え、同様式備考の3中「わかる」を「分かる」に改める。

第三十三号様式中「診療用放射性同位元素」の次に、「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を、「(診療用放射性同位元素)の次に「又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を加える。

第三十四号様式を次のように改める。

第34号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止措置届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

管理者 住 所
氏 名

㊟

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の廃止後の措置を講じたので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院又は診療所	名 称		
	所在地		
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素による汚染の除去の措置の概要	汚染を除去した場所		
	除去年月日	年 月 日	
	除去の概要		
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要	譲渡の場合	汚染された物	
		譲渡の相手方	
		譲渡の条件等	
		譲渡年月日	年 月 日
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要	廃棄の場合	汚染された物	
		廃棄方法（廃棄業者に委託した場合は、その業者名）	
		廃棄年月日	年 月 日

- 備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 3 廃止の日から30日以内に届け出てください。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●香川県告示第百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十七年三月二十六日から編入する旨、坂出市長から届出があった。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
坂出市青海町字中村下	坂出市青海町字中村上五〇六の一から五〇六の五までの各一部 坂出市青海町字高木七一一の一、七一一の二、七一一の三の一部及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部 坂出市青海町字北代一〇九八の一の一部、一一〇〇の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部
坂出市青海町字中村上	坂出市青海町字辻三二六の二に隣接する水路である市有地の全部 坂出市青海町字中村下五三四の一の一部、五三四の二、五三五の一の一部、五三七の一の一部、五三九の一部、五四〇の一の一部、五四〇の二、五四五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部 坂出市青海町字高木七二六から七二八までの各一部、七二二の一部、七二二の二の一部、七二三の二の一部

●香川県告示第百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十七年三月二十六日から編入する旨、財田町長から届出があった。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
坂出市青海町字高木	部、七二五の一部、七二六、七二七から七三〇までの各一部、七三一、七三二、七三三の一部、七三四の一部、七三五の一の一部、七三五の二の一部、七三六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部
坂出市青海町字北代	坂出市青海町字高木七三五の二に隣接する青海町字中村上の道路である市有地の一部 坂出市青海町字高木七〇四の一、七二二の一、七二六に隣接する青海町字中村下の道路である市有地の一部
坂出市青海町字北山	坂出市青海町字中村下六八一の一の一部、六八一の二の一部 坂出市青海町字中村下六七九の一部、六八〇の二の一部、六八一の一の一部、六八一の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部 坂出市青海町字北代一〇八二の一、一〇九九、一一〇〇の一の地先の道路である市有地の全部
三豊郡財田町財田上字高祖谷	三豊郡財田町財田上字長尾五七二五の二

●香川県告示第七十五号

平成十一年香川県告示第七百七十六号（香川県個人情報保護条例に規定する実施機関の定める法人）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「香川県個人情報保護条例（平成十一年香川県条例第一号）」を「香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号）」に、「香川県個人情報保護条例施行規則（平成十一年香川県規則第五十二号）」を「香川県個人情報保護条例施行規則（平成十七年香川県規則第十四号）」に改める。

●香川県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成一七、三、一	医療法人社団共生会 ふかだクリニッケ	仲多度郡満濃町吉野下四一六番地
平成一七、三、九	あきた歯科	小豆郡内海町片城甲一六一番地一

●香川県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成一七、二、一	大野内科医院	善通寺市上吉田町五二〇番地一
平成一七、二、二八	ふかだクリニッケ	仲多度郡満濃町吉野下四一六番地

平成一七、一、一六 ヨド薬局

東かがわ市三本松二〇九六番地一

●香川県告示第七十八号

平成三年香川県告示第八十九号（母子保健法施行細則の規定による徴収する費用の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十五日から施行する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

別表備考一中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同表備考二中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」の次に「、経済社会の変革等に対応して母体（妊婦）の所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を加え、同表備考2(2)中「第41条第1項」の次に「及び第2項並びに第41条の2」を加え、同表備考2(3)を次のとおり改める。

●香川県告示第七十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
二七〇〇〇一 一〇一〇〇一 一九	(変更前) ライフサポートみなみ 東かがわ市横内六二五番地一 (変更後) ライフサポートみなみ	有限会社東かがわ福祉会 東かがわ市横内六二五番地一	平成十六年十二月二十一日	身体障害者居宅介護

●香川県告示第八十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定
 居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があつ
 た。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇一〇〇一 一八	(変更前) ライフサポートみ なみ 東かがわ市横内六 二五番地一 (変更後) ライフサポートみ なみ 東かがわ市横内三 〇四番地五	有限会社東かがわ 福祉会 東かがわ市横内六 二五番地一	平成十六年 十二月二十 一日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第八十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居
 宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があつた。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三	(変更前)	有限会社東かがわ	平成十六年	障害児居宅介護

●香川県告示第八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜
 の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一〇一〇〇一 一七	ライフサポートみ なみ 東かがわ市横内六 二五番地一 (変更後) ライフサポートみ なみ 東かがわ市横内三 〇四番地五	福祉会 東かがわ市横内六 二五番地一	十二月二十 一日
--------------	---	--------------------------	-------------

- 一 実施の目的
ブルセラ病の発生予防のため
- 二 実施する区域
香川県全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合
させる催物に出品しようとする雌牛
 - 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合
させる催物に出品しようとする雌牛
 - 3 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 四 実施の期日
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
- 五 検査の方法
凝集反応検査及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

結核病の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合

させる催物に出品しようとする雌牛

2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合

させる催物に出品しようとする雌牛

3 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

ツベルクリン皮内反応法及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

ヨ―ネ病の発生予防のため

二 実施する区域

三の1、2及び3にあつては東かがわ市、さぬき市、丸亀市（旧綾歌町及び旧飯山町の区域を除く区域に限る。）、観音寺市、内海町、国分寺町、琴南町、満濃町、仲南町

大野原町、三の4、5及び6にあつては香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

2 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 前二号の牛と同一施設内で飼育している牛

4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合

させる催物に出品しようとする雌牛

5 発生地域から搾乳に供する目的で導入する牛

6 家畜受精卵の採取の用に供する雌牛

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

酵素免疫測定法による検査及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第百八十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

競走又は競技に出場する馬及び乗用、農耕用又は愛がん用の目的で飼育している馬

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第百八十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

ニューカッスル病の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏、種鶏候補鶏及び同一施設内で飼育している鶏

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

ニューカッスル病ウイルス赤血球凝集抑制反応検査及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏、種鶏候補鶏及び同一施設内で飼育している鶏

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

急速凝集反応法及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第百八十八号
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

他の都道府県の区域に転飼しようとするみつばち

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

肉眼的検査及び細菌学的検査を実施する。

●香川県告示第百八十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱及びブルータングの発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏の搾乳に供する目的で飼育している牛

四 実施の期日

平成十七年六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査を実施する。

●香川県告示第九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

呼吸器性マイコプラズマ病の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏、種鶏候補鶏及び同一施設内で飼育している鶏

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

急速凝集反応法及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第九十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は当該死体について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二十四か月齢以上で死亡した牛のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づく届出の対象になる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

酵素免疫測定法による検査を実施する。

●香川県告示第九十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、津田加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたと告示する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第九十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、小田加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたと告示する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第九十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、鴨庄加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたと告示する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第九十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、庵治加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたと告示する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第九十六号

香川県告示第九十六号

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、丸亀加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので告示する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第九十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、観音寺加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので告示する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第九十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、伊吹加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので告示する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月二十五日から同年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 鹿庭奥山線（二百六十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字鹿庭字打木乙二二八番地 先から	三・八	一四〇	平成十二年 香川県告示 第五号で変 更した区域 の一部
木田郡三木町大字鹿庭字打木乙二二七番一 三地先まで	五九・〇	六〇	
木田郡三木町大字鹿庭字打木乙二二三番二 地先から	八・〇		
木田郡三木町大字鹿庭字打木乙二二七番一 地先まで	五九・〇		
木田郡三木町大字鹿庭字打木乙二二七番一 地先から	二五・六	一六五	
木田郡三木町大字奥山字小峠二九六四番六 地先まで	七七・六		

四 供用開始の期日 平成十七年三月二十五日

●香川県告示第二百号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十六日から施行する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表東支店の項を次のように改める。

東支店		消費生活センター、東讃県税事務所、環境保健研究センター、精神保健福祉センター、教育委員会事務局東讃教育事務所、体育館、武道館
松福出張所	高松市	
高松市	高松市	

公 告

●香川県公告第二百二号

昭和四十八年香川県公告第七十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三を削る。

●香川県公告第二百三号

昭和五十八年香川県公告第八十五号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

その図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二の項中「高松空港の区域」を削る。

●香川県公告第二百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月十日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年四月一日から同月二十一日まで縦覧に供する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市飯野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 板屋地区	丸亀市産業部 土地改良課
丸亀市馬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西ノ池地区	〃
丸亀市金倉町川東土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 原地区	〃
丸亀市三条町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業） 池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上村地区	〃
丸亀市田村池太井池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 池田地区	〃
丸亀市道池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 鍛冶屋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 原池地区	〃
宝幢寺池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 地頭2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 重元2号地区	〃

●香川県公告第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月十一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年四月一日から同月二十一日まで

で縦覧に供する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土器町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 寺東地区	丸亀市産業部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 高津2号地区	〃
丸亀市中津土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大道上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大道上2号地区	〃
丸亀市川西土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 川西地区	〃
丸亀市三条新池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 中村地区	〃
丸亀市下金倉瓢池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 中津地区	〃

●香川県公告第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月十一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年四月一日から同月二十一日まで縦覧に供する。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
国分寺町	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 裏池地区	国分寺町産業 振興課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 福乗寺池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 万福寺池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 神崎池3号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 橘池5号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 新居新池2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 関ノ池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 籠池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 神崎池1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 新居大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 新居新池1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 橘池1号地区	〃

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	橘池2号	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	橘池3号	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	橘池4号	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	新居皿池	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	国分新池	〃

●香川県公告第二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、坂出市松山土地改良区から平成十七年二月二十八日土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理事業）松山中村地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、さぬき市から平成十七年三月八日土地改良事業（農村総合整備統合補助事業長尾地区（白羽工区））の換地処分をした旨届出があった。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、三豊郡財田町土地改良区から平成十七年三月十六日土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ほ場整備事業）高祖谷東地区の換地処分をした旨届出があった。

平成十七年三月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

人事委員会規則

職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月二十五日

香川県人事委員会委員長 武 田 安 紀 彦

香川県人事委員会規則第二号

職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益法人等への派遣等に関する規則（平成十四年香川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

別表第二中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 香川県農業協同組合

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする改正規定は、公布の日から施行する。

職員からの苦情相談に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

香川県人事委員会委員長 武 田 安 紀 彦

香川県人事委員会規則第三号

職員からの苦情相談に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条第一項第十一号及び第五項の規定に基づき、職員（離職した職員を含む。）次条及び第四条第一項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人事委員会に対する苦情相談）

第二条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

一 離職に関する苦情相談

二 法第二十八条の四又は第二十八条の五の規定に基づく採用に関する苦情相談

(職員相談員)

第三条 人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうち、事務局長及び苦情相談に係る問題の解決のために特に必要があると認める者を苦情相談を受けて処理する者(以下「職員相談員」という。)として指名する。

(事案の処理)

第四条 職員相談員は、苦情相談を行った職員(以下「申出人」という。)に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、法第四十六条の規定による勤務条件に関する措置の要求の受理、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第五十一条第五項の規定により適用される行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二十二条第一項の規定による受理又は不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和五十九年香川県人事委員会規則第一号)第十五条の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

(調査)

第五条 職員相談員は、申出人、任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

(記録の作成等)

第六条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第七条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第八条 任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(人事委員会及び任命権者の協力)

第九条 人事委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するほか、人事委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
(職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

2 職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和二十七年香川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員からの苦情相談に関する規則(平成十七年香川県人事委員会規則第三号)第五条の規定による調査を受ける場合